

# 衆議院経済産業委員会環境委員会 原子力問題調査特別委員会連合審査会ニュース

【第211回国会】令和5年4月19日（水）、第1回の連合審査会が開かれました。

- 1 脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案（内閣提出第26号）
  - ・西村国務大臣、西村環境大臣、山中原子力規制委員会委員長及び政府参考人並びに参考人に対し質疑を行いました。
  - （参考人）東京電力ホールディングス株式会社代表執行役副社長 山口裕之君  
原子力委員会委員長 上坂充君
  - （質疑者）務台俊介君（自民）、井林辰憲君（自民）、中野洋昌君（公明）、近藤昭一君（立憲）、堤かなめ君（立憲）、山岸一生君（立憲）、逢坂誠二君（立憲）、前川清成君（維新）、足立康史君（維新）、空本誠喜君（維新）、浅野哲君（国民）、笠井亮君（共産）

（質疑者及び主な質疑事項）

## 務台俊介君（自民）

- （1） 東日本大震災以降の化石燃料輸入額の合計及び自動車産業輸出額の合計
- （2） 昨年の電力需給逼迫時における揚水発電の稼働実績及び揚水発電の新增設を検討する必要性に対する東京電力及び資源エネルギー庁の見解
- （3） 系統負荷軽減に向けたマイクログリッド構築への支援の必要性
- （4） F I Tの権利の転売禁止や転売利益への全額課税等、よい再エネの推進策を検討する必要性
- （5） F I T・F I P制度における配慮やP P A等の手法の活用により屋根置き太陽光発電を全面展開する必要性
- （6） 関係法令に違反した再エネ事業者にF I T支援金を返還させる必要性に係る本改正案の措置状況
- （7） 本改正案に不足している吸収源対策の充実の観点から、生物多様性の国際的ルール作りに率先して取り組む必要性

## 井林辰憲君（自民）

- （1） 原子炉等規制法改正
  - ア 本改正がより厳格に安全確認を行っていくための安全側への変更であることの確認
  - イ 原子力規制委員会での議論における改正案の検討段階での事前準備やコミュニケーションの反省点及び行政機関としての効率的な検討への認識不足が適合性審査長期化の一因であるとの指摘に対する山中原子力規制委員会委員長の見解
  - ウ 長期施設管理計画の認可に関する標準処理期間
  - エ 原子力規制委員会における十分な審査体制の確保の必要性
- （2） 新規規制基準施行前に行われた中部電力浜岡原子力発電所への運転停止要請による停止期間が電気事業法改正案における運転期間からの除外期間に該当する可能性
- （3） 原子力規制庁と資源エネルギー庁との意見交換の在り方
- （4） 原子力規制庁職員が退職した後の活躍の場を拡大する必要性

## 中野洋昌君（公明）

- （1） 原子力基本法改正案において東京電力福島第一原子力発電所事故の反省と教訓を踏まえた安全確保を最優先する旨を明記した意義及び本改正部分に込めた西村国務大臣の決意

- (2) 法案検討段階において経済産業省から原子力規制庁に働きかけがあったとの指摘に対する見解及び原子力政策における規制と推進の分離について誤解を招かない取組の必要性
- (3) 原子炉等規制法改正
  - ア 長期施設管理計画の認可制度による規制の厳格化の具体的内容
  - イ 施設の劣化状況に関する技術的評価に諸外国の知見を反映する必要性
- (4) 廃炉決定した原発の敷地内での次世代革新炉への建て替えは限定的と見込まれることから原発依存度を低減する政府の方針に変わりはないという認識の当否

#### 近藤昭一君（立憲）

- (1) 運転停止期間でも原子炉の脆化・劣化があるという認識の当否
- (2) 高浜原発4号機のように経年劣化が見逃されトラブルが発生した事案の有無
- (3) 原子力災害時の消防機関の対応
  - ア オンサイトでの対応は基本的に事業者が実施することの確認
  - イ 消防機関による事業者への支援内容
  - ウ 福島第一原発事故時に原子炉への放水活動に従事した消防隊員の健康管理の状況
  - エ 地方自治体の消防機関のオンサイト対応についての法的枠組みの有無
- (4) 東海第二原発の避難計画の策定対象地域となる地方自治体の避難対象者数及び避難に要するバスの台数
- (5) 福島第一原発事故による避難者数の集計結果が福島県と福島県内の市町村とで大きく異なる理由
- (6) 法改正後の原子力発電所の運転期間規制及び高経年化原子炉の安全規制
  - ア 電気事業法改正案において運転期間を原則40年としている理由
  - イ 運転期間40年からの長期運転停止期間除外に関する要望を原子力規制委員会が原子力エネルギー協議会（A T E N A）から受けた事実の有無
  - ウ 運転期間延長審査に係る40年の年限撤廃に関して、昨年10月以降、原子力規制委員会において審議した事実の有無
  - エ 高経年化した原子炉に係る安全規制制度における、経年劣化したコンクリート構造物の中性化、塩分浸透及びアルカリ骨材反応の認可基準
  - オ 原子炉等規制法から運転期間に係る規定を削除するのは、「安全側への改変とはいえない」との石渡原子力規制委員会委員の指摘に対する山中委員長の見解
  - カ 長期運転停止期間中も劣化が進展する事象がある中で他律的な要因による運転停止期間の除外を認めることについての西村国務大臣の見解

#### 堤かなめ君（立憲）

##### ペロブスカイト太陽電池と原子力発電の比較

- ア 革新軽水炉の実用化の時期の目途
- イ 革新軽水炉の安全性向上のための技術開発の進捗状況
- ウ 原発事故、原子力災害及びテロやミサイル攻撃等発生時における原発の安全性についての強い懸念に対する資源エネルギー庁の認識
- エ 原子力事業者による事故や不祥事等が相次いでいる現状についての西村国務大臣の見解
- オ ペロブスカイト太陽電池による発電コストの具体的な試算
- カ 既設炉の原子力発電コストの試算が11.7円以上とされている趣旨及び革新軽水炉の発電コストの試算
- キ 建設中のフランス・フラマンビルの革新軽水炉における工期及び費用の建設計画時からの変化
- ク 既設の原子力発電所1基におけるランニングコストとその内訳及び革新軽水炉のランニングコス

- ト
- ケ 福島第一原発事故後の 12 年間で政府が負担した事故対応費用の総額
  - コ 次世代革新炉は再生可能エネルギーに比べ収益性が低く経済性に劣るとの意見に対する資源エネルギー庁の見解
  - サ ペロブスカイト太陽電池からの有害物質排出の有無
  - シ 原子力発電が国民や国土に与える影響についての西村環境大臣の見解
  - ス 日本が開発したペロブスカイト太陽電池が量産段階で中国に先行されている現状に対する西村国務大臣の見解

#### 山岸一生君（立憲）

電気事業法改正案第 27 条の 29 の 2 第 4 項第 5 号

- ア 同号に規定される「合算」は単純な足し算であるとの理解の可否
- イ 異なる事由による原子炉の停止期間が重複した場合の運転延長期間の算出方法
- ウ 事業者が異なる事由による停止期間をダブルカウントして運転延長の申請をした場合に国が認容しないための法的根拠の有無
- エ 停止期間を重複して合算しないよう本改正案を修正する必要性に対する西村国務大臣の見解
- オ 事業者のミスによる停止期間を運転期間に合算することの適否
- カ 裁判所の仮処分により原子炉が停止し、その後覆った場合、事業者は原告に対する損害賠償請求と原発の運転期間の延長が可能であることの確認
- キ 裁判所の仮処分による原子炉の停止期間分の運転延長を認めるのは事業者に対する事実上の補填となり法体系上問題があるとの考えに対する西村国務大臣の見解

#### 逢坂誠二君（立憲）

- (1) 規制基準及び適合性審査の用語の整理
  - ア 平成 25 年 4 月 3 日の原子力規制委員会における田中原子力規制委員会委員長（当時）からの安全基準に係る提案の内容とこれに対する異論の有無
  - イ 田中原子力規制委員会委員長（当時）の提案によって規制委員会の基準は「安全基準」ではなく「規制基準」という用語を用いる方針が明確になったことの確認
  - ウ 「規制基準」と呼称することとした理由
  - エ 原子力規制委員会による審査事項
  - オ 原子力規制委員会による審査は安全審査ではなく規制基準に対する適合性審査であることを山中原子力規制委員会委員長が踏襲していくことの確認
  - カ 原子力規制委員会による審査は規制基準に対する適合性審査と呼称すべきとの考えに対する西村国務大臣の見解
- (2) 原発利用に係る政府の方針
  - ア 政府における今後の原発の利用見通し
  - イ 原発の新設に係る計画から稼働までの必要年数
  - ウ 政府において今後 70 年以上は原発を使用し続けることが想定されているとの理解に対する西村国務大臣の見解
  - エ 政府として今後相当長い期間原発を使用する考えの有無
- (3) 使用済核燃料
  - ア 現在日本が保有する使用済核燃料の量
  - イ 使用済核燃料の処理方針
  - ウ 青森県六ヶ所村の再処理施設

- a 同施設の建設開始時期、当初の完成予定時期及び現時点での完成予定時期
- b 同施設の申請に係る日本原燃の書類の不備の内容
- c 完成時期の延期の回数
- d 完成予定とされる 2024 年に間に合う見込みはないとの考えに対する西村国務大臣の見解
- e 2024 年上期に同施設の完成が間に合うか否かについて原子力規制庁の見解
- f 日本原燃の事業者としての適性に関する山中原子力規制委員会委員長の見解
- g 日本原燃の技術的能力の有無及び保安教育の適正な実施の有無についての山中原子力規制委員会委員長の認識
- h 同施設の年間の使用済核燃料の処理能力、現有する 1.9 万トンの使用済核燃料処理に要する期間及び処理により分離されるプルトニウムの量
- i 現在日本が保有するプルトニウムの量
- j プルサーマルで MOX 燃料を使用している発電所
- k 日本で消費できるプルトニウムは極めて少ないことを踏まえ、再処理を止めるべきではないかとの考えに対する西村国務大臣の見解
- l 現有のプルトニウムを使い切ってから再処理施設を稼働させるほうが合理的なのではないかとの考えに対する西村国務大臣の見解
- エ 使用済 MOX 燃料の再処理・処分の方針についての西村国務大臣の見解
- (4) 原子力災害避難計画
  - ア 東日本大震災前の避難計画が原発立地場所から半径 8 キロ～10 キロ圏内だった理由及び避難計画における過酷事故想定の有無
  - イ 全ての原発立地地域における有効な避難計画策定の可否についての西村国務大臣の見解
- (5) 原子炉等規制法
  - ア 法改正によって規制基準は強化されるか否かについて山中原子力委員会委員長の見解
  - イ 法改正によって審査は厳格になっても規制基準は変わらないことの確認

#### 前川清成君（維新）

- (1) 安価、安定、安全な電力供給に関する西村国務大臣及び西村環境大臣の見解
- (2) 第 6 次エネルギー基本計画における原発依存度を低減すると記述と 2030 年度の電源構成（原子力 20～22%）との整合性
- (3) 2030 年度に向けて原発依存度を引き上げる理由
- (4) 脱原発に向けた政府の取組の必要性
- (5) 使用済燃料の直接処分に要する費用が 5,000 億円とする答弁の算出根拠
- (6) 原子力事故を考慮した原子力発電の採算性

#### 足立康史君（維新）

- (1) ドイツの脱原発のような事例にとらわれず、我が国が置かれているエネルギー状況を踏まえてエネルギー政策に取り組む必要性
- (2) 汚染土の県外最終処分に対する岸田内閣の見解
- (3) 除染土の最終処分に原子力規制委員会が関わらない理由
- (4) 高レベル放射性廃棄物の最終処分場の選定に向けた西村国務大臣の決意
- (5) 立地自治体以外の電力大消費地の都市住民に対して原発についての理解及び協力を求める必要性

#### 空本誠喜君（維新）

- (1) 原子力発電所の規制審査
  - ア 原発の運転期間延長については、経済産業省への届出制とし、原子力規制委員会が審査して認可する仕組みとする必要性
  - イ 本改正案による原発の規制基準の厳格化の有無
  - ウ 米国の原発の規制審査と同様の審査を我が国も行う必要性
- (2) 本改正案のうち原子力基本法の改正
  - ア 事故の未然防止を前提とした上で、事故が起きた場合の対処法を同法の基本方針に明記する必要性
  - イ 東京電力福島第一原子力発電所事故を阻止できなかった理由
  - ウ 危機管理体制の構築に向けた西村国務大臣の決意
- (3) 石炭火力発電の低炭素化技術の活用の在り方
- (4) 原子力発電の運転期間延長
  - ア 安全な運転期間を政府が公表する必要性
  - イ 原子力発電所の長寿命化に向けた西村国務大臣の決意
  - ウ リスク情報の活用の必要性

**浅野哲君（国民）**

- (1) G7札幌気候・エネルギー・環境大臣会合関係
  - ア 日本のエネルギー関連技術の強みを国際協力や事業の海外展開につなげる必要性
  - イ 原子力利用国以外の国ともサプライチェーンや技術・人材等について連携協力を図る必要性
- (2) 原子力発電の運転期間延長
  - ア 現行の運転期間、延長期間について科学的根拠の有無
  - イ 本改正案により電事法において運転期間の上限を定める趣旨及び目的
  - ウ 科学的根拠に基づく上限規定であるかの確認及び原子力発電所に係るリスクの定量的分析手法等の確立や普及の必要性
- (3) 原子力規制庁の情報管理
  - ア NPO法人原子力資料情報室の4月14日公表資料について作成省庁の確認
  - イ アの資料が同法人に渡った経緯
  - ウ 原子炉等規制法の改正内容に関する経済産業省との意見交換に係る事実関係
  - エ 規制と推進の分離について国民から疑念を招く行為は是正すべきとの指摘に対する西村国務大臣の所見
  - オ 未公表資料の漏洩に対する内部調査及び情報管理の再徹底の必要性

**笠井亮君（共産）**

原子力基本法改正

- ア 本法の所管大臣
- イ 本改正案の必要性
- ウ 本改正案の作成過程
- エ 将来にわたり原子力を活用する可能性
- オ 原子力事故の発生リスクの考え方
- カ 原子力発電所の耐震性
- キ 東京電力福島第一原子力発電所の廃止措置の見通し
- ク 高レベル放射性廃棄物の最終処分地選定の在り方
- ケ 原子力利用に関する基本的施策の妥当性

- コ 「原子力施設の安全性向上を図る態勢を充実強化」の具体的内容
- サ 本改正案が東京電力福島第一原子力発電所事故の反省と教訓に逆行するおそれ
- シ 本法の改正回数
- ス 過去の改正内容